山口県債権管理条例

【制定の趣旨】

公正かつ円滑な行財政運営に資するため、債権管理体制を整備するとともに、債権の回収や消滅等に係る管理手続を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図る。

【条例の概要】

1 対象債権

県税等を除いた金銭債権

2 条例の構成

	〒19107年戊	
	区 分	内 容
久	(例の目的	・債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政
木		運営に資すること
华 田:	中事等の責務	・適正かつ効率的な債権管理
VH.		・債権管理業務の的確な把握、債権管理体制の整備
回	収等に係る手続((対象は、強制徴収できない公債権及び私債権に限る。)
	債権の回収	・履行期限までに債務が履行されない場合の督促
		・督促後相当の期間経過後も履行がない場合の担保権行
		使・訴訟手続等
	債権の保全	・債務者の破産手続の開始、担保の滅失などにより回収が
		困難となるおそれのある場合の履行期限の繰上げ
	徴収の停止	・債務者の事業休止、所在不明等により履行させることが
		著しく困難または不適当な場合の徴収の停止
	履行延期の特約	・債務者が無資力であることや、災害・盗難等の被害が生
		じたことなどの事情により、債務の完全履行が困難な場
		合の履行延期、分割納付
	債務の免除	・履行延期や分割納付後も、無資力の状況が継続するなど、
		回収の見込みがない場合の債務の免除
	債権の放棄	・消滅時効期間の満了や徴収停止に至った状況の相当期間
		の継続、裁判所による差押等によってもなお回収の見込
		みがないことなど、事実上回収が不可能となった場合の
		債権の放棄
		・債権放棄した場合の議会への報告

【施行期日】

平成27年4月1日